別紙１　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　白岡市表彰規則に基づく表彰の対象となるものの基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 表彰の種類 | 号 | 内申の基準 | |
| ①功労表彰 | １ | 地方自治の振興に貢献したもの | ア　市議会議員　在職通算８年以上（表彰内申書の提出日までに退任している者に限る。）  イ　副市長又は教育長　在職通算８年以上（表彰内申書の提出日までに退任している者に限る。）  ウ　選挙によって就任した各種委員又は任命及び選任について議会の同意を得て就任した各種委員　在職通算１０年以上  エ　ウに掲げるもののほか、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年白岡町条例第５号）別表に掲げる特別職の職員　在職通算１２年以上  オ　人権擁護委員、行政区長、行政相談員、交通指導員、民生委員、保護司、家庭児童相談員、農事委員、　消費生活相談員又は社会教育指導員　在職通算１２年以上  カ　消防団員　在職通算１５年以上 |
| ２ | 社会福祉の増進に寄与したもの | 多年にわたり社会福祉施設又は恵まれない人たちへの慰問激励、各種奉仕その他社会福祉の増進に功労顕著なもの |
| ３ | 児童及び青少年の健全育成に貢献したもの | 多年にわたり子ども会の指導、年少者の教育、非行少年の善導その他青少年の健全育成に功労顕著なもの |
| ４ | 交通安全、防犯等に尽力したもの | 多年にわたり地域住民の生活安全のため、交通事故防止又は犯罪防止に功労顕著なもの |
| ５ | 保健衛生の改善向上に寄与したもの | 多年にわたり住民の健康増進のための疾病予防若しくは健康管理に係る正しい知識の普及、保健衛生の改善向上又は清掃美化、環境美化等の環境保全に功労顕著なもの |
| ６ | 産業の開発振興に貢献したもの | 多年にわたり農業、工業、商業その他の産業の開発振興に功労顕著なもの |
| ７ | 公共土木施設の維持改善に貢献したもの | 多年にわたり土木の改良発達若しくは災害防止又は施設の保全、改良整備等に功労顕著なもの |
| 8 | 教育及び文化の向上に寄与したもの | 多年にわたり学校教育若しくは社会教育の向上、地域文化の継承若しくは振興又は教育、文化若しくはスポーツの振興に功労顕著なもの |
| ９ | その他特に表彰に値すると認められるもの | その功績顕著なもの又は市の発展に寄与したもの |
| ②善行表彰 | １ | 身の危難を顧みず、人命を救助し、又は災害を未然に防止したもの |  |
| ２ | 善行が特に優れ、他の模範となるもの |  |
| ３ | 本市の公益のため、多額の金品を寄附したもの | 個人として１００万円以上若しくはこれに相当する物件又は団体として３００万円以上若しくはこれに相当する物件とする。ただし、当該寄附に係る返礼品を市から受領した者を除く。 |
| ４ | その他特に表彰に値すると認められるもの |  |
| ③特別表彰 | １ | 文化、芸術、スポーツその他の分野に関し、国内又は海外において顕著な功績のあったもの |  |
| ２ | その他前号に掲げるものに準ずるものであって、特に表彰に値すると認められるもの |  |